

### 医療費適正化事業

次に当てはまる方に保健指導への参加をお勧めする案内を送付します。また、電話で参加をお勧めする場合があります。

※案内通知や電話による勧奨、保健指導などは、市が委託した業者が行います。  
委託業者 ㈱ベネフィット・ワン

### 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病の治療を受けていて一定の要件に該当する方

申込方法 「参加申込書」と「生活指導内容の確認書」を市民課保険係へ提出

※「生活指導内容の確認書」はかかりつけ医に相談の上、記入してもらってください。

### 重複・頻回受診者等訪問指導事業

医療機関の受診回数が多い方、同じ病気で複数の医療機関にかかっている方、同じ薬の処方が一月に複数ある方

申込方法 案内通知に記載されている委託先へ連絡

### 8月からの限度額適用認定証 申請が必要です

現在持っている国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は7月31日(日)です。

8月1日(月)からの認定証が必要な方は申請してください。

### 受付開始 7月19日(火)

※自動更新ではありません。

※別世帯の方が申請する場合は、委任状などが必要で

### 国民健康保険 限度額適用認定証とは

医療費の自己負担が高額となった場合に提示すると、医療機関への支払いが一定の金額(年齢・所得区分により異なる)までとなります。

認定証を受け取るには、事前の申請が必要です。申請した月から利用することができます。

※保険税を滞納していると交付されない場合があります。

対象 国民健康保険被保険者のうち、次に当てはまる方

①70歳未満の方

②70～74歳の方のうち住民税非課税の方

③70～74歳の方のうち(医療費3割負担で)住民税課税所得145万円～690万円未満の方

### 申請に必要なもの

本人確認書類(運転免許証など)、国民健康保険被保険者証、マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカードなど)、委任状(認定証を必要とする方と別世帯の方が申請に来るとき)

※申請書は、市公式サイトからダウンロードすることができ、郵送での手続きも可能です。申請書を郵送で請求する場合は、問い合わせしてください。

### 保険納税通知書を送付します

7月中旬に国民健康保険税の納税通知書を世帯主宛てに送付します。納め忘れのないようお願いいたします。

税率などについては、納税通知書に同封する「令和4年度国民健康保険税のお知らせ」「国保ガイドブック」または市公式サイトをご覧ください。

保険税の計算方法など詳しくは、問い合わせください。

### 高齢受給者証を更新します

現在の国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日(日)です。対象の方には、7月中旬に新しい受給者証を送付します。

新しい受給者証の有効期間 8月1日(月)～令和5年7月31日(月)

※令和5年7月31日までに75歳になる方は、75歳になる日の前日まで

※これから70歳になる方には、誕生月の翌月(誕生日が1日の方は誕生月)から使える受給者証を、誕生月の末日(誕生日が1日の方は前月の末日)までに送付します。

※送付する受給者証にパンフレットを同封します。詳しくはパンフレットを確認するか、問い合わせください。

## 後期高齢者医療

問合せ 市民課高齢医療・年金係 ☎ 138・140

### 被保険者証を更新します

現在の被保険者証(オレンジ色)の有効期限は7月31日(日)です。新しい被保険者証(藤色)の有効期間は8月1日(月)～9月30日(金)※です。

7月中旬以降に、簡易書留郵便(郵便局員が手渡し)で送付します。

※10月から、窓口での2割負担が導入されるため、10月以降の保険証は改めて9月に送付します。

### 医療費の負担割合と軽減制度

■医療費の一部負担割合  
病院などの窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、10月1日からは1:2割または3割になります。

一部負担金の割合は、毎年8月1日に被保険者の前年の所得から算出された住民税課税所得に基づいて見直されます。

### 令和4年9月30日まで

3割負担:同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合

1割負担:同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の場合

※10月1日からの負担割合について、

詳しくは、広報はむら3月15日号

または市公式サイトをご覧ください。

※10月からの自己負担割合は8月下旬頃に判定します。それまでは負担割合や判定結果についての問い合わせには答えられません。



### 〔年間保険料額の算出方法〕 令和4・5年度の保険料率

保険料率は2年ごとに見直され、東京都内は均一です。

均等割額 46,000円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額×1 × 所得割率 9.49%	=	年間保険料額 (100円未満切捨て) 限度額 66万円※2
-----------------	---	--	---	--

均等割額 被保険者1人ひとりに、均等に負担していただくものです。

所得割額 被保険者の前年の所得に応じて負担していただくものです。

年間保険料額 年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、都外から転入した方は、その月から月割で保険料を計算します。

※1 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

※2 国の政令改正により、年間保険料の限度額を64万円から66万円に改定しました。

### 3割負担から1割負担に変更できる場合(基準収入額適用)

該当すると思われる方には、6月下旬にお知らせを送付しました。

### そのほかの窓口一部負担金(自己負担)軽減

一定の所得や一部の疾病については、医療機関での医療費の支払いが軽減される場合があります。詳しくは問い合わせください。

### 令和4年度 保険料決定通知書を送付します

後期高齢者医療保険に加入している方(被保険者)へ、令和3年中の所得金額に基づき決定された保険料額の決定通知書を7月に送付します。

納付方法など詳しくは、7月に届く決定通知書の案内文書をご覧ください。

### 保険料の軽減

被保険者や世帯主の所得に応じて保険料が軽減される場合があります。

軽減には確定申告などの所得の申告が必要です。

詳しくは決定通知書の案内文書をご覧ください。

### 保険料の納め方

保険料は、原則公的年金から引き落とされます。

その対象とならない方は、納付書や口座振替で納付していただきます。納付方法など詳しくは決定通知書の案内文書をご覧ください。